

## 契約課が執行する会場入札におけるくじの方法の一部変更について

### 1 現状と課題

現在、落札（候補）者となるべき同価格の入札をした者（以下、「くじ対象者」という。）について、本市の入札参加資格者名簿における業者番号の小さい順に、0, 1, 2, 3・・・と落札判定番号を割り当てる方法を取っています。これに伴い、業者番号の小さい業者から落札判定番号の順位が固定されてしまい、公平さを欠くことが課題となっています。

### 2 変更後の方法

1の現状を踏まえ、変更後は、入札会場において出席を受け付けた業者順にくじを引き、くじ番号の小さい順に落札判定番号を割り当てる方法とします。

#### ※郵便入札の場合

- ・くじ対象者が開札に立会った場合…くじ対象者がくじを引きくじ番号の小さい順に落札判定番号を割り当てます。
- ・くじ対象者が開札に立会いが無い場合…当該入札事務に関係のない職員がくじを引きくじ番号の小さい順に落札判定番号を割り当てます。

#### 【くじ引きの手順】（現在）

- (1) くじ対象者について、本市の入札参加資格者名簿における業者番号の小さい順に、0, 1, 2, 3・・・と落札判定番号を割り当てます。
- (2) くじ対象者の入札書に記載されたくじ番号及びくじ対象者の業者番号を足し合わせ、計算結果の下3桁の数値（以下、「確定くじ番号」という。）を求めます。
- (3) くじ対象者の確定くじ番号を全て足し合わせ、くじ対象業者数で割り、余りの数値を求めます。
- (4) 落札判定番号と余り数値が一致する者を落札（候補）者とします。なお、次順位者については、落札判定番号に1を加えた落札判定番号の者を次順位者とし、1を加えた落札判定番号の者が存在しない場合は、0の落札判定番号の者を次順位者とします。

#### 【くじ引きの手順】（変更後）

- (1) くじ対象者について、入札会場において出席を受け付けた業者順にくじを引き、くじ番号の小さい順に落札判定番号を割り当てます。

※郵便入札の場合

- ・くじ対象者が開札に立会った場合…くじ対象者がくじを引くくじ番号の小さい順に落札判定番号を割り当てます。
- ・くじ対象者が開札に立会いが無い場合…当該入札事務に関係のない職員がくじを引くくじ番号の小さい順に落札判定番号を割り当てます。

(2)～(4)については上記の現在の方法と同様です。

【くじの例】

くじ対象者	A社	B社	C社
業者番号①	10823	10419	10344
落札判定番号 (前述の通り番号を決定する。)	2	1	0
くじ番号② (入札書記載の任意の3桁数字)	839	026	224
確定くじ番号 (①+②の下3桁)	662	445	568
確定くじ番号の合計	$662+445+568=1,675$		
余りの数値	$1,675 \div 3 = 558 \cdots 1$ 『余りの数値 1』		
落札(候補)者	B社(落札判定番号=余りの数値)		

\*入札書に3桁のくじ番号の記載のない場合又は判別できない場合、くじ番号を『999』として算出します。

3 適用時期

令和2年4月から、契約課において執行する会場入札において適用します。